

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

- 企業間の連携（オープンイノベーション）
取引先や外部パートナーとの対話を重視し、技術・ノウハウの共有や共同での課題解決に取り組むことで、新たな価値創出を目指します。
- IT実装の推進（データの相互利用、サイバーセキュリティ対策）
生産・品質・業務に関するデータの適切な共有を進めるとともに、外部の専門事業者の知見も活用し、サイバーセキュリティ対策を講じた安全な情報活用環境の構築に努めます。
- グリーン化の取組（脱・低炭素化、グリーン調達）
生産工程における省エネルギー化や効率化を進めるとともに、環境負荷低減を意識した調達やものづくりを通じて、脱・低炭素社会の実現に貢献します。
- 健康経営に関する取組
従業員の健康が企業活動の基盤であるとの認識のもと、取引先とも連携しながら、健康増進に資する取組みの推進に努めます。
- BCP／事業継続への取組
災害や緊急時においてもサプライチェーンを維持できるよう、取引先と情報共有を行い、事業継続計画（BCP）の策定・見直しに取り組みます。

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行のは正に積極的に取り組みます。また、取引条件の決定にあたっては、一方的な決定を行わず、取引先との十分な協議を行い、相互理解に基づく公正な取引に努めます。

3. その他（任意記載）

当社が関わるサプライチェーン全体の共存共栄を実現するため、直接の取引先をはじめ、取引先との対話を通じて、本宣言の趣旨や考え方の共有に努めるとともに、コスト構造や環境変化を踏まえた適正な取引の考え方が共有されるよう配慮してまいります。

2026年1月26日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

有限会社小林製作所

企 業 名

代表取締役 小林大介

役職・氏名（代表権を有する者）

(備考)

- ・本宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。